地域区長懇談会（埴生地区）　＜概要＞

令和8年7月28日（火）　エコプラザはにふ

No.	地区名	町会名	質問・意見等	対応（市長回答）	担当課
1	埴生	野々上２丁目東町会	,高齢者等外出支援の転換(巡回バス拡張から既存交通機関への運賃補助へ) 羽曳野市は現在、高齢者に対する外出支援として羽曳野市巡回バス(コミュニティバス)の拡張を検討されていますが、既存の民間交通機関(近鉄バス・近鉄電車等)の運賃割引(またはICカードへの助成金付与)への制度転換を提案します。他市においても「おでかけ応援制度」というサービスを導入しています。羽曳野市に合った高齢者の活動を促進するようなサービスを充実していただきたい。	現在、高齢者の外出支援策については、要介護４・5の認定を受けられた在宅生活を送られる方に対し、移送サービス事業として福祉タクシー券を１か月あたり２枚交付しております。 また、高齢者が生きがいや楽しみを持って、自立した生活が地域で暮らせるよう、身近な場所での様々な形での集いの場の活性化を図っているところです。 「羽曳野版 敬老優待バス」の創設についてですが、ご提示いただいた自治体と比べ、本市は人口規模、財政規模も異なるところですし、本市においては、高齢者等の外出支援も含め市民の移動手段の充実を図るため、「公共施設循環福祉バス」を運行しており、増便をはじめ、コースや停留所の見直しなど、順次利便性の向上を図っており、大阪府内でも充実した運行となる６コース、86か所の停留所を無料で運行しておりますので、ご理解いただきたいと考えております。	高齢福祉介護課
2	埴生	伊賀町会	防犯灯電気料金の助成金増額について 防犯灯および外灯の電気料金は、市からの助成金に加え町会が一部負担しております。昨今の電気料金の高騰に加え町会会員の減少により、町会の会計を圧迫しています。 ・防犯灯および外灯の恩恵は、夜間そこを通る人々（多くは羽曳野市民と思われる）が恩恵を受けている分けで、その通行人には伊賀町会会員以外の人も含まれており、その方々は電気料金の負担なしに灯りの恩恵にあずかっている。(勿論、伊賀町会の会員が他地区に行けは、同様のことが言えるのでお互い様だと思うが、全ての人が町会または自治会に属している分けで無い) ・究極は、防犯灯の電気代を含む維持管理費を市が面倒を見てくれるのが最善の策だと思っていますが、手続き等に時間が掛かるため当面の間は維持管理の助成金額の見直しをして貰えないでしようか。ご検討を宣しくお願いします。	防犯灯は、地域の実情を把握されている町会・自治会の皆様により、主体的な防犯活動の一つとして取り組んでいただいているところです。一方で、防犯灯の維持管理へのご負担など、ご意見いただきました課題があることも認識しております。 町会・自治会のみなさまに管理していただいている防犯灯は、令和７年度末で10,150灯あり、今後も増設されております。現在、羽曳野市が維持管理しております街路灯、公園灯に加え、これらすべてを市が管理していくことは、人員や予算面から、きめ細やかな犯罪抑止や安全確保対策ができかねる恐れが考えられますので、引き続き、町会・自治会のみなさまによる防犯灯の管理をよろしくお願いいたします。 また、維持管理費につきましては、防犯灯設置補助金をご活用くださり、防犯灯の新設やLED照明器具への更新による電気料金の抑制など、ご検討いただきますようお願いいたします。 なお、非加入者も恩恵を受ける防犯灯などの設備の維持費用に関しては、町会加入の有無に関わらず徴収しているという町会もありますので、参考にしていただけたらと思います。	危機管理課
3	埴生	大発団地自治会	自治会に対する補助金の一覧表を作成してください。	ご意見ありがとうございます。先ほど司会より役員向けの自治会ハンドブックについて説明があったかと思いますが、そういった事務の煩雑化や役員の負担軽減をなんとか減らせられないか。という思いで今回作成に取り組んでいるものであります。 ご意見のありました補助金の一覧表についても今回作成するハンドブックに記載させていただく予定ですので、ハンドブックが完成次第、配布したいと考えております。 また、それ以外にも記載してほしい内容等がありましたらお配りしているアンケートにご記入をお願いします。	市民協働ふれあい課
4	埴生	桃山台自治会	埴生南小学校付近の信号交差点（バス通り）に防犯カメラを設置し、管理していただきたい。市の防犯カメラの補助金があるのは知っているが、通学路、悲田院、霊友会、四天王寺大学の主要道路となっているため、市で管理してもらいたい。	本市で設置する防犯カメラにつきましては、限られた予算の中で、羽曳野警察署との協議において、防犯上、より効果的な個所を選定して優先度を踏まえ、順次、設置しております。 ご要望をいただきました箇所につきましては、他に優先度の高い場所もございますので、市の防犯カメラ設置補助金をご活用いただき、自治会様での設置をご検討いただきますようお願いいたします。	危機管理課
5	埴生	埴生野北住宅町会	島田病院の送迎バスの停留所についてこの件は今年で4年目を迎えますが何ら進展がありません。 ４年目になるが市長はどうお考えか。この件は私個人の願いではなく市民みんなの願いです。 市長自ら話をしてくれているのか。	これまでも島田病院にご要望をお伝えしている状況です。 この件につきましては、基本的に羽曳野市のバスではなく、島田病院側で運行しているバスであるため、羽曳野市がそのバスに対して指示をする権限はありません。ですが市民から要望があるという声は病院側には伝えております。その先については島田病院の判断になります。 なお島田病院の院長には市長である私からも話をさせていただいています。	市民協働ふれあい課
6	埴生	野々上２丁目東町会	災害に強い街づくり(耐震補強の周知とメニューの多様化) 昨年度「地域防災委員会」というものを立ち上げて、地域の会館を避難所として使用するための活動を実施いたしました。 「非常時において」というその前に、まず防災として「自分のいのちは自分で守る」ということを考えたときに、行政とどういった形で連携をしながら、実のある自分たちの命を守る形を模索しているところです。そのうちの一つは耐震強化として、例えばリビングや寝室などの通常寝起きするような場所の部屋を耐震工事をする。これは筋交いであったり様々な方法ありますが、こういった簡易な耐震工事に関する補助金に関してはどのようにお考えか。 また、高齢者にとっては、補助金交付のための事務手続きを踏むには煩雑で非常に難しい。特に単身者ならなお難しくなる。そのために手続きのアシストを考えてほしい。 制度はあるけれど知らなかったり、申請するのも難しい、ではダメだと思うので、自治会の補助金ハンドブックのほか、防災に関する取り組みも考えてほしい。	まず１つ目のご提案のあった「簡易耐震工事」につきましては、「羽曳野市木造住宅耐震改修補助金」を設けておりますが、補助対象の工法として認めております。 ただし、大地震が起きた際の効果をしっかりと確保するため、工事をした後の耐震評価が「倒壊する可能性を低くする」とされる、「評点0.7以上」に引き上がる工事であることを、補助を出すための条件とさせていただいております。 この補助金の活用を検討されている場合は、建築住宅課にご相談いただけたらと思います。※【評点0.7以上】とは耐震診断士が判定する点数のことです。 次に２つ目に「防災ベッド・耐震シェルター」につきましては、耐震シェルター専用の補助枠は設けておりませんが、既存の「耐震改修補助金」を活用してシェルターを設置していただくことは可能です。 市としての「耐震に対する基本的な考え方」は、耐震シェルターや防災ベッドは、非常に有効な手段ではありますが、「地震が起きた瞬間に、その部屋にいなければ命を守れない」という制約があります。 市といたしましては、地震の瞬間に命を守ることはもちろんですが、その後のことを見据えた対策が極めて重要だと考えております。 もし、家が完全に潰れてしまうと、住み慣れた我が家を失い、過酷な避難所生活となり、やがて体調を崩してしまう「災害関連死」のリスクが高まります。また、建物が隣の家を巻き込んだり、道路に倒れ込むことで、救急車や消防車等の緊急車両通行の妨げとなります。 そのため市では、ご家族全員の安全を守り、また地域全体の二次災害を防ぐために、「建物全体の耐震改修」を最優先として皆様に推奨しております。なお、頂いたご提案につきましては、今後の参考にさせて頂きたいと思います。 手続きの簡素化、広報の充実化、また新庁舎建設に向けてのDXも推進していきます。いただいた意見は今後の参考にいたします。	建築住宅課
7	埴生	大発団地自治会	区長活動時、、事故等について何か自治体での保証制度はありますか。市の公務災害補償制度または市民総合賠償保険の対象に該当しますか。またその担当部署はどこですか。	町会や自治会において、地域のみなさんがボランティア活動として行っていただいている水路清掃等は、市民総合賠償補償保険の対象となりますが、条件がありますので、その他の活動内容等について、その都度ご相談いただければ、保険会社に確認いたします。 窓口につきましては、町会の担当課である「市民協働ふれあい課」へご相談ください。	管財用地課

地域区長懇談会（埴生地区）　＜概要＞

令和8年7月28日（火）　エコプラザはにふ

No.	地区名	町会名	質問・意見等	対応（市長回答）	担当課
8	埴生	桃山台自治会	野良猫対策は去勢チケット以外に何らかの方法はないでしょうか。 桃山台自治会は令和７年8～12月まで16匹、令和8年1～5月まで4匹の猫の去勢を行ってきましたが、その後エサを与える人と近隣住民でトラブルが発生しました。	日頃から、地域猫活動に多大なご協力をいただき、ありがとうございます。 飼い主のいない猫へのエサやり行為は違法なものではないため、それ自体をさせないようにすることは困難ですが、地域においてエサやりに関するトラブル等があり、そのエサやりをされている方が特定できるような場合は、大阪府 動物愛護管理センターへご相談いただければ、同センターよりエサやり者の方への指導等の対応が可能となります。 【開庁時間】平日：９時～17時45分　土日祝：９時～17時30分　TEL:072-958-8212 地域猫対策については、猫は近隣を移動することから羽曳野市だけの問題ではなく、大阪府全体での問題だと思っており、全体的に取り組んでいくものと思っています。	環境保全課
9	埴生	埴生野北住宅町会	防犯行政無線システムについて、昨年屋外スピーカーの内容が聞き取りにくく再放送を依頼いたしましたがそれはできないとの回答でした。 6月17日の放送内容に聞き取りにくい箇所が数か所ありました。これらは町会の人より2～3人から電話で、放送の内容がわからないという連絡がありました。内容のわからない放送では市民が不安をいだくことになります。 6月24日の件は警戒レベル4の避難指示とテレビで聞きました。 なぜ一斉放送がなかったかその訳を教えてください。	防災行政無線による放送内容が聞き取りにくいことですが、放送の内容や音質、音量、また、録音時にゆっくり話したり、わかりやすい言葉を使用することや、専門業者による機器の年間の管理や点検を行い、市民のみなさまに、伝わる工夫を日々行っておりますので、ご理解の程よろしくお願いします。 なお、防災行政無線で放送された内容につきましては、24時間以内の限定とはなりますが、再度確認できるテレフォンサービス (番号0800-1000-003)もございますので、重ねてよろしくお願いいたします。 ６月24日に一斉放送が無かった件は、その時に警報による避難指示が出ていなかったためです。	危機管理課
10	埴生	大発団地自治会	前年度、公園の草刈りなど協力できるところは担当課に返事をいただき、今年早々に実施していただきありがとうございます。地域区長懇談会の開催を地域課題と解決策の情報源としています。今後とも継承していただきたい。	地域区長懇談会の継承についてですが、この懇談会も今年で６回目となりました。市政運営に市民の意見を反映していくという基本姿勢は今後も変わらず続けてまいります。 　また、この懇談会は地域の課題を市とその地域で共有できるだけでなく、地域同士でも情報交換できる場であると考えております。 　皆様からいただいた要望等は後日、他の地区の分も含めまして市ウェブサイトで公表させていただきますので、ぜひご覧ください。 　今後もこの懇談会は継承し、市民の意見を市政に反映していき続けていきたいと考えておりますのでご協力のほどよろしくお願いします。	市民協働ふれあい課